

なったら 保健です!



わが国の平均寿命が世界で一、二位を争うほどになっていること、また世界で例をみない速さで高齢化社会が進行していることは、すでに皆さんご承知のとおりです。

老人人口が増加していくと、老人医療費もそれに伴って増大していくこととなります。増え続ける老人医療費を効率的に、みんなで公平に負担することは今後ますます重要な課題です。また、将来みんなが健康な老後を迎えることができるよう、若いときから病気の予防や健康管理をしつかりすることが大切ですね。

このような状況のもとに、「老人保健制度」はスタートしたのであります。

お医者さんにかかるときは

老人保健制度には、七十歳(寝たきりなどの状態にある方は六十五歳)以上の方すべてが対象となり、この制度でお医者さんにかかります。ただし、六十五歳以上七十歳未満の方については、あらかじめ寝たきりなどの状態にあるという認定を、市から受けなければなりません。

老人保健による医療は、七十歳の誕生日の翌月(一日生まれの場合は誕生日)から該当になり、市から健康手帳(医療受給者証)が交付されます。これは医療の受給

こんなときは	いつまでに	手続きしましょう
70歳になったとき	市役所からハガキでお知らせします	案内のハガキと被保険者証それに印鑑を添えて申請してください。
転入してきたとき	14日以内に	被保険者証と印鑑を添えて届け出てください。
転出するとき	転出する前に	健康手帳(医療受給者証)を持参のうえ届け出てください。
亡くなったとき	14日以内に	亡くなった人の健康手帳(医療受給者証)を持参のうえ届け出てください。
市内で住所が変わったとき	14日以内に	被保険者証と健康手帳(医療受給者証)、印鑑を添えて届け出てください。
加入資格を失ったとき	すみやかに	生活保護を受けるなどで加入資格を失ったときは、健康手帳(医療受給者証)を持参のうえ届け出てください。

老人保健



資格を証明し、医療と日常の健康管理に役立たせるために健康診査などの結果を記録するものです。医療を受ける際は、この健康手帳(医療受給者証)に保険証を添えて窓口にて提示してください。

一部負担金

老人保健でお医者さんにかかったときは、一部負担金を支払うこととなります。これは、適切な受診をお願いしたいということ、健康への自覚を持っていたり、などを目的に制度化されました。外来(通院)の場合は、その月の最初の診療日に支払います。ま

医療保険が変更になったら!

扶養者の転職や退職などによって、あなたの医療保険の受給資格が変更になった場合は、必ず変更届をしてください。

交通事故にあつたら!

交通事故など、ほかの人によって傷害を負わされた場合はすぐに警察へ届けると同時に、市役所へ届けることも忘れないでください。たいしたことはないし示談で解決する前に、老人保健の担当へ相談することが最善の方法です。

療養費払い(医療費の払い戻し)が受けられます!

つぎのような場合は、全額を支払ったあとで払い戻しが受けられます。領収書と健康手帳(医療受給者証)、印鑑を持参のうえ、市役所へ申請してください。

- ◇医師が必要だと認めたコルセットなどの治療具代
- ◇医師が必要だと認めたマッサージ・あんま・灸などの施術料
- ◇骨折・ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたときの費用
- ◇医師が必要と認めた付添看護料や移送のための費用
- ◇輸血を要したときの生血代